

議案第 8 号

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 3 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の制定によって一部改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれらに伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第25号）が本年 2 月13日に施行され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが改められたことから、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年朝来市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号資料

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症 (<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和 2 年政令第 11 号) 第 1 条に規定するもの</u>をいう。以下同じ。)の感染者等を収容する病院若しくは感染者等を収容する宿泊施設又は感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上及び車内において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症 (<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)の感染者等を収容する病院若しくは感染者等を収容する宿泊施設又は感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上及び車内において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。</p> <p>4 (略)</p>